

空気が乾燥 火災に注意！ 火災を予防しよう

11月9日(木)から11月15日(水)は火災予防週間です。これからの季節は、空気が乾燥したり、暖房器具などの火を使用したりする機会が増え、火災が発生しやすくなります。改めて、火災運動の起源や火災予防の運動の移り変わりを理解して、防火対策をしましょう。

火災運動の起源

日本における火災予防運動は、アメリカにならって行われるようになったといわれています。

アメリカでは、1871年10月に発生したシカゴ大火の40周年に際し、改めて、火災予防の必要性を一般に認識させようと、1911年10月9日に「火災予防デー」が行われました。日本においても、明治時代の後期になると、「火の用心」のピラを配ったり、「防火講演会」を実施するなど、警戒心を喚起していました。全国統一防火運動のきっかけとなったのは、昭和2(1927)年に大被害をもたらした北丹後地震で、この地震の3周年にあたる、昭和5(1930)年3月に近畿地方の二府三県が参加して、第1回防火運動を実施しました。

同年12月には、関東地方で第2回防火運動が行われ、東京では、新聞やデパート・興行場での宣伝、防火にちなんだラジオドラマや消防車のパレード、そして、飛行機からマッチに至る様々な媒体を利用した宣伝が繰り広げられ、防火講演会

防火展覧会、一般家庭の火の元検査なども行われました。

火災予防運動の移り変わり

年中行事のひとつとして定着した防火デーも、時局の変化により、空襲に対処するための戦時色の強いものへと変化し、内容も防火、避難訓練が主として行われるようになりました。

その後、終戦の年、昭和20(1945)年には、アメリカと同じ10月21日から1週間を、GHQ(連合軍総司令部)の指示により、全国一斉の火災予防運動として行われました。

自治体消防が発足した翌年の昭和24(1949)年からは、それまで秋期の1回だけであったものを、春と秋の2回に分けて行うようになり、昭和28(1953)年には、秋期を11月26日から1週間とし、昭和30(1955)年には、春期を2月末日から2週間としました。そして、平成元(1989)年に秋期を11月9日から、翌平成2(1990)年には春期を3月1日からとして、それぞれ1週間にわたり予防運動を行っています。

火のそばを離れない

特に、建物火災の原因の一番は、「こんろ」によるものです。中でも天ぷら油による火災は、危険性が広く知られているにもかかわらず、発生しています。少しだけならと火のそばを離れるのは、絶対やめましょう。こんろを使用しているときは、どんな場合でも火を止めるまでは、目を離さないようにしましょう。もし出火してしまった場合は、適切に対応し(左記参照)、被害を最小限に食い止めます。

① 通報

・天ぷら油が発火したら通報を

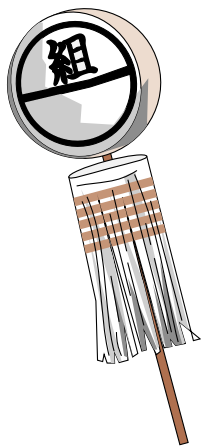
② 消火

・大声で助けを呼び、分担して119番通報と初期消火を

③ 避難

・こんろの火を消してから、消火器などで消火。消火器がなければ、バスタオルなどを水で濡らして、固く絞ってから鍋を覆う
・炎が天井まで達しているときは、消火器などでは消火できないので避難を

※てんぷら油の火災には、エアゾール式簡易消火器が最適です。小型で軽量ですので、お年寄りや力の弱い人でも簡単に使用できます。



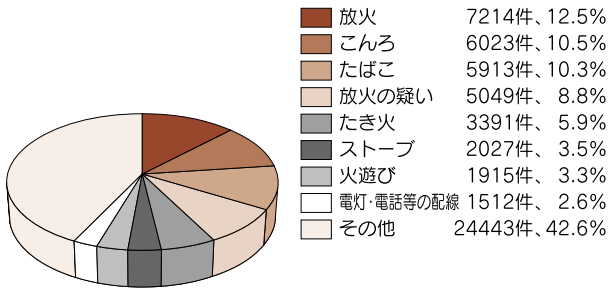
🔥 全国の火災原因でトップが放火

放火による火災から身を守るには、整理整頓と監視が大切です。左記のチェックポイントにそって、一度、身の回りを点検してください。地域でごみ出しルールを徹底したり、夜間パトロールをしたりすることも有効です。

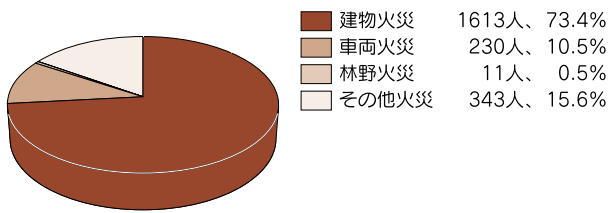
放火防止のための安全チェック

- 家の周りに燃えやすいものを置かない。枯れ草は刈り取っておく。
- ごみは、決められた日時に出す。
- センサー付きライトなどを設置し夜間も家の周りを明るくしておく。
- 物置や車庫には、カギをかける。
- 車や単車のカバーには、防災製品を使用する。

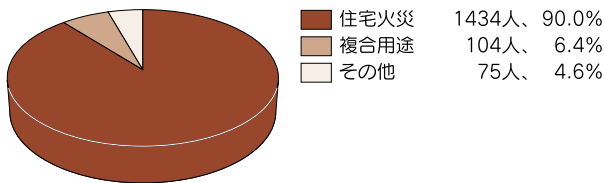
全国の出火原因ごとの火災発生状況



全国の出火種別ごとの死者発生状況



全国の建物用途ごとの死者発生状況



🔥 住宅用火災警報器の設置を...

平成16年6月、消防法の一部改正により、一般住宅についても出火防止や消火・避難の対策を効果的に行うため、住宅用火災警報器や消火のための、住宅用消火器等の設置が、義務付けられました。既存の住宅にあつては、平成21年5月31日までの3年間猶予期間が設けられています。(訪問販売等の不適切な業者に注意してください。)

火災を未然に防ぎ、安心して暮らせるための取り組みとして、様々な媒体を利用した、普及・啓発を推進しています。「火の用心7つのポイント」、「住宅防火いのちを守る7つのポイント」を確認し、身近なところから防火対策、火災予防に努めましょう。

火の用心7つのポイント

1. 家のまわりに燃えやすいものを置かない。
2. 寝たばこやたばこの投げ捨てをしない。
3. 天ぷらを揚げるときは、その場を離れない。
4. 強い風のときは、たき火をしない。
5. 子どもには、マッチやライターで遊ばせない。
6. 電気器具は正しく使い、たこ足配線はしない。
7. ストーブには、燃えやすいものを近づけない。

住宅防火いのちを守る

7つのポイント

- 3つの習慣・4つの対策 —

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器等を設置する。
- 寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

石橋地区消防組合では

このような啓発活動を行います！

1・サイレン吹鳴

11月9日(休)から11月15日(休)まで、午前7時及び午後6時の2回サイレンを吹鳴します。(5秒吹鳴、6秒休止〔5回繰り返し〕)

2・住民への広報

自治会長等に協力を依頼し、火災予防運動の広報チラシを各家庭に配布します。

3・立看板の掲示

立看板用防火ポスターを消防本部、石橋消防署、上三川分署、各町庁舎及び主要事業所に掲示します。

4・懸垂幕及び旗の掲示

懸垂幕及び旗を消防本部、石橋消防署、上三川分署に掲示します。

5・防火ポスター及び消防壁新聞の配布

火災予防運動用の防火ポスター及び消防壁新聞を、主要事業所に配布します。

6・消防車両による広報

消防車両等により運動期間中管内全域の広報を行います。消防本部、石橋消防署、上三川分署においては一日1回は実施し住民の防火意識の高揚を図ります。



石橋地区消防組合石橋消防署

上三川分署 石川分署長に

聞きました

上三川分署では、住宅火災からの死傷者防止対策を推進しています。上三川町では幸いにも、住宅火災は減少していますが、全国的には、住宅火災が増加しており、特に、住宅火災による死傷が平成15年から17年までに千人を超えています。

高齢者が、被害に巻き込まれるケースが非常に高く、特に、深夜火災では、逃げ遅れによる被害者が多いことがわかっています。

防止対策としては、住宅用火災警報器を設置していたり、逃げ遅れによる被害防止を防げます。上三川分署では、各家庭での住宅用火災警報器の設置を推進しています。もし火災になった場合には、

- ① 早い通報
- ② 初期消火
- ③ 避難

を心がけていただきたいと思います。

普段からの防火意識として、『年中火災予防をする』という意識を持っていただければ、火災を未然に防げますので、ご協力をお願いいたします。



上三川分署 石川分署長

野外焼却は禁止です！

- 違反すると、5年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがあります。
- 廃棄物の野外焼却については、廃棄物処理法で次の例外を除いて禁止されています。

- ①火災、霜害などの予防のために必要な廃棄物の焼却
- ②落葉や枯れ枝の焚き火など日常生活上行われる軽微なもの
- ③農業を営む上で必要な稲わらや作物殻などの焼却
- ④どんど焼きなどの風俗習慣又は宗教上の行事

※これらの場合でも周囲の迷惑にならないよう注意して行ってください。また、ビニール等は絶対に燃やさないでください。



▼問い合わせ先＝住民生活課 生活環境係

☎9131

消防団も火災予防のために

がんばっています！

上三川町消防団は、火災予防運動周知のため、各家庭への火災予防チラシ配布や、火災予防パレードを実施し、火災予防啓発に努めています。

また、日ごろの訓練成果を披露するため、通常点検を11月19日(日)に富士山公園で実施します。点検終了後には、上三川通りで、分列行進も行います。

●通常点検

▼日時 11月19日(日) 午前8時30分～

▼場所 富士山公園

●分列行進

▼日時 11月19日(日) 午前11時30分予定

※通常点検終了後

▼場所 上三川通り(県道真岡・上三川線と旧県道真岡・石橋線の区間)



消防団員を募集しています

町では、地域防災の守り神でもある、消防団員を募集しています。仲間を作る喜びを味わえ、誰もが参加できるボランティア活動のひとつです。消防団員として活動してみませんか？

●消防団とは…

市町村の消防機関の一つで、普段は別の仕事を持っている非常勤特別職の地方公務員です。

●消防団員の主な活動…

消防団は、火災や災害発生時の消火活動だけでなく、平常時も地域のために色々な活動をしています。

●入団後の主な待遇

消防団員には、年額報酬や災害活動、又は訓練に出動したときに出勤手当などが支給されます。また、その他の主な待遇は、

- ・公務災害補償(消防団活動中に負傷した場合の保障制度があります。)
- ・退職報奨金(一定期間以上勤務し退団した際には、退職報奨金が支給されます。)
- ・被服の貸与(消防活動に必要な被服が貸与されます。)

・表彰制度(職務にあたって功労、功績があつた場合には表彰されます。)

消防団員として活動してみたい人は、地域の消防団員、又は総務課交通防災係(☎9115)までご連絡ください。

●正しい119番のかけ方

もしもの時の119番通報は、左記の要領で「落ち着いて、正確に話す」ことが大切です。

①何があつたのか？

・あわてず、落ち着いて、「火事」か「救急」かをはっきり伝えてください。

②場所はどこか？

- ・町名・大字をはっきりと！「〇〇町大字〇〇番地」
- ・住所がわからない時は、目標になる物を！「〇〇商店の北隣です」

③どのような状況か？

・具体的にはっきりと！「家が燃えています」(燃えているもの、現在の状況)

④あなたの名前、お使いの電話番号

・出動隊に出動指令をかけた後、状況を確認するために電話をする場合があります。

●再認識し火災を予防しよう

突然の火災によって、多くのものを一瞬に無くしてしまいます。財産はもちろん、近年多くの人の命が火災によって失われています。

家庭や地域で火災について、話してみるのも良い方法です。火災について再認識し、「どのような方法で未然に防げるか。」また、「万が一、火災が発生した時には、どのように対応すれば良いか。」を考え直し、火災を予防しましょう。

▼問い合わせ先 石橋地区消防組合石橋消防署上三川分署

☎2564

総務課 交通防災係

☎9115